

第二十三条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 精神障害者小規模通所授産施設（精神障害者授産施設のうち通所による利用者のみを対象とするものであつて、常時利用するもの）を二十人未満のものをいう。以下同じ。

十人以上

二十四条中「精神障害者授産施設」の下に「のうち精神障害者小規模通所授産施設以外のもの」を加える。

二十五条第一項中「精神障害者授産施設」の下に「のうち精神障害者小規模通所授産施設以外のもの」を加え、同条第三項の次に次の三項を加える。

四 精神障害者小規模通所授産施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

五 第二項第一号の規定は、前項第一号に掲げる設備の基準について準用する。第六項各号に掲げる設備のうち、同項第三号の食堂にあつては、同項第一号の作業室若しくは作業場又は同項第二号の静養室と兼ねることができる。

一 作業室又は作業場
二 静養室
三 食堂
四 洗面所
五 便所

六 第二項第一号の規定は、前項第一号に掲げる設備の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の待遇に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けなうことにより当該精神障害者小規模通所授産施設の効果的な運営を期待することができる。

七 第二項第一号の規定は、前項第一号に掲げる設備のうち、同項第三号の食堂にあつては、同項第一号の作業室若しくは作業場又は同項第二号の静養室と兼ねることができる。

○厚生省令第一百三十三号

社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一の下に「のうち精神障害者小規模通所授産施設以外のもの」を加え、同条第四項中「精神障害者授産施設」の下に「のうち精神障害者小規模通所授産施設以外のもの」を加え、同項を同条第八項とし、同条第三項の次に次の四項を加える。

四 精神障害者小規模通所授産施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならぬ。

一 施設長

二 精神保健福祉士、作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員 二以上

社会福祉法施行規則の一部を改正する省令 平成十二年十一月二十日 厚生大臣 津島 雄二

社会福祉法施行規則の一部を改正する省令 平成十二年十一月二十日 厚生大臣 津島 雄二

五 前項第一号の施設長は、精神障害者の社会復帰に理解と熱意を有し、施設を運営する能力を有すると認められる者でなければならない。

六 第四項各号に掲げる職員のうち、一人以上は常勤でなければならない。

七 第四項各号に掲げる職員のうち、同項第一号の施設長にあつては、同項第二号の精神保健福祉士、作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員と兼ねることができる。

八 第四項各号に掲げる職員のうち、一人以上は常勤でなければならない。

九 第四項各号に掲げる職員のうち、同項第一号の施設長にあつては、同項第二号の精神保健福祉士、作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員と兼ねることができる。

十 第四項各号に掲げる職員のうち、同項第一号の施設長にあつては、同項第二号の精神保健福祉士、作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員と兼ねることができる。

十一 第四項各号に掲げる職員のうち、同項第一号の施設長にあつては、同項第二号の精神保健福祉士、作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員と兼ねることができる。

十二 第四項各号に掲げる職員のうち、同項第一号の施設長にあつては、同項第二号の精神保健福祉士、作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員と兼ねることができる。

十三 第四項各号に掲げる職員のうち、同項第一号の施設長にあつては、同項第二号の精神保健福祉士、作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員と兼ねことができる。

十四 第四項各号に掲げる職員のうち、同項第一号の施設長にあつては、同項第二号の精神保健福祉士、作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員と兼ねことができる。

十五 第四項各号に掲げる職員のうち、同項第一号の施設長にあつては、同項第二号の精神保健福祉士、作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員と兼ねことができる。

十六 第四項各号に掲げる職員のうち、同項第一号の施設長にあつては、同項第二号の精神保健福祉士、作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員と兼ねことができる。

十七 第四項各号に掲げる職員のうち、同項第一号の施設長にあつては、同項第二号の精神保健福祉士、作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員と兼ねことができる。

十八 第四項各号に掲げる職員のうち、同項第一号の施設長にあつては、同項第二号の精神保健福祉士、作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員と兼ねことができる。

十九 第四項各号に掲げる職員のうち、同項第一号の施設長にあつては、同項第二号の精神保健福祉士、作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員と兼ねことができる。

二十 第四項各号に掲げる職員のうち、同項第一号の施設長にあつては、同項第二号の精神保健福祉士、作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員と兼ねことができる。

二十一 第四項各号に掲げる職員のうち、同項第一号の施設長にあつては、同項第二号の精神保健福祉士、作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員と兼ねることができる。

二十二 第四項各号に掲げる職員のうち、同項第一号の施設長にあつては、同項第二号の精神保健福祉士、作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員と兼ねることができる。

二十三 第四項各号に掲げる職員のうち、同項第一号の施設長にあつては、同項第二号の精神保健福祉士、作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員と兼ねることができる。

二十四 第四項各号に掲げる職員のうち、同項第一号の施設長にあつては、同項第二号の精神保健福祉士、作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員と兼ねることができる。

二十五 第四項各号に掲げる職員のうち、同項第一号の施設長にあつては、同項第二号の精神保健福祉士、作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員と兼ねることができる。

二十六 第四項各号に掲げる職員のうち、同項第一号の施設長にあつては、同項第二号の精神保健福祉士、作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員と兼ねることができる。

二十七 第四項各号に掲げる職員のうち、同項第一号の施設長にあつては、同項第二号の精神保健福祉士、作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員と兼ねることができる。

二十八 第四項各号に掲げる職員のうち、同項第一号の施設長にあつては、同項第二号の精神保健福祉士、作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員と兼ねることができる。

二十九 第四項各号に掲げる職員のうち、同項第一号の施設長にあつては、同項第二号の精神保健福祉士、作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員と兼ねることができる。

三十 第四項各号に掲げる職員のうち、同項第一号の施設長にあつては、同項第二号の精神保健福祉士、作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員と兼ねることができる。

三十一 第四項各号に掲げる職員のうち、同項第一号の施設長にあつては、同項第二号の精神保健福祉士、作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員と兼ねることができる。

三十二 第四項各号に掲げる職員のうち、同項第一号の施設長にあつては、同項第二号の精神保健福祉士、作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員と兼ねることができる。

三十三 第四項各号に掲げる職員のうち、同項第一号の施設長にあつては、同項第二号の精神保健福祉士、作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員と兼ねることができる。

三十四 第四項各号に掲げる職員のうち、同項第一号の施設長にあつては、同項第二号の精神保健福祉士、作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員と兼ねることができる。

三十五 第四項各号に掲げる職員のうち、同項第一号の施設長にあつては、同項第二号の精神保健福祉士、作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員と兼ねることができる。

三十六 第四項各号に掲げる職員のうち、同項第一号の施設長にあつては、同項第二号の精神保健福祉士、作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員と兼ねることができる。

三十七 第四項各号に掲げる職員のうち、同項第一号の施設長にあつては、同項第二号の精神保健福祉士、作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員と兼ねることができる。

三十八 第四項各号に掲げる職員のうち、同項第一号の施設長にあつては、同項第二号の精神保健福祉士、作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員と兼ねることができる。

○厚生省令第一百三十四号

第二条第二項第一号中「公益を目的とする事業」を「法第二十六条第一項に規定する公益事業」に、「その収益を社会福祉事業の経営に充てるることを目的とする事業」を「同項に規定する収益事業」に改める。

第三十条中「第二条第三項」を「第三条第三項」に改める。

第三十一条中「第二条第三項」を「第三条第三項」に改める。

第三十二条中「第二条第三項」を「第三条第三項」に改める。

第三十三条中「第二条第三項」を「第三条第三項」に改める。

第三十四条中「第二条第三項」を「第三条第三項」に改める。

第三十五条中「第二条第三項」を「第三条第三項」に改める。

第三十六条中「第二条第三項」を「第三条第三項」に改める。

第三十七条中「第二条第三項」を「第三条第三項」に改める。

第三十八条中「第二条第三項」を「第三条第三項」に改める。

第三十九条中「第二条第三項」を「第三条第三項」に改める。

第四十条中「第二条第三項」を「第三条第三項」に改める。

第四十一条中「第二条第三項」を「第三条第三項」に改める。

第四十二条中「第二条第三項」を「第三条第三項」に改める。

第四十三条中「第二条第三項」を「第三条第三項」に改める。

第四十四条中「第二条第三項」を「第三条第三項」に改める。

第四十五条中「第二条第三項」を「第三条第三項」に改める。

第四十六条中「第二条第三項」を「第三条第三項」に改める。

第四十七条中「第二条第三項」を「第三条第三項」に改める。

第四十八条中「第二条第三項」を「第三条第三項」に改める。

第四十九条中「第二条第三項」を「第三条第三項」に改める。

第五十条中「第二条第三項」を「第三条第三項」に改める。

第五十一条中「第二条第三項」を「第三条第三項」に改める。

第五十二条中「第二条第三項」を「第三条第三項」に改める。

第五十三条中「第二条第三項」を「第三条第三項」に改める。

第五十四条中「第二条第三項」を「第三条第三項」に改める。

第五十五条中「第二条第三項」を「第三条第三項」に改める。

第五十六条中「第二条第三項」を「第三条第三項」に改める。

二 厚生省令第一百三十四号

二 厚生省令第一百三十四号

二 厚生省令第一百三十四号

二 厚生省令第一百三十四号